

## 契 約 書 (案)

Adobeソフトウェアライセンス一式の購入について買受人徳島県（以下「甲」という。）と納入者〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）との間において次のとおり契約を締結する。

（契約物件）

第1条 契約物件は、別添「Adobeソフトウェアライセンス一式仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（契約物件代金）

第2条 契約物件代金は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

2 前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約物件代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）

第4条 乙は、契約成立後、裏面記載の指定期日に契約物件を裏面記載の指定場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け甲に引き渡す。

（契約不適合責任）

第5条 契約物件について前条の検査完了後、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに、これを契約に適合する物件に交換しなければならない。

3 前項の場合において、乙が交換に応じる期間は、前条の検査終了後1年間とする。

（危険負担）

第6条 契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（履行の遅延）

第7条 甲は、乙の責めに帰する理由により物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が納入期限までに契約物件を完納することができないと甲が認めるとき。

(3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(4) 歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

（代金の支払）

第9条 甲は、契約物件完納後の適法な支払請求書が支出命令権者に到着したときから30日以内に代金を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(その他)

第11条 前各条によるほかは、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）による。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

品名		規格・数量等	
Adobeソフトウェアライセンス 一式		別添「仕様書」記載のとおり	
納入期日	令和8年4月28日	納入場所	徳島県立二十一世紀館

令和8年4月 日

甲 徳島県  
徳島県立二十一世紀館長 藤井 博 印

乙